

邑楽町告示第116号

平成24年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月3日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成24年9月7日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○不応招議員（なし）

平成24年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成24年9月7日（金曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第29号 邑楽町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例
- 第 8 議案第30号 邑楽町防災会議条例及び邑楽町災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第31号 邑楽町暴力団排除条例
- 第10 議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第36号 町道の路線認定及び廃止について
- 第15 議案第37号 平成24年度邑楽町一般会計補正予算
- 第16 議案第38号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第39号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第40号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第41号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第42号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算
- 第21 議案第43号 平成24年度邑楽町水道事業会計補正予算
- 第22 認定第 1号 平成23年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 2号 平成23年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 3号 平成23年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 4号 平成23年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 5号 平成23年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 6号 平成23年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 7号 平成23年度邑楽町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○出席議員（14名）

1番	塩井早苗	議員	2番	原義裕	議員
3番	松村潤	議員	5番	神谷長平	議員
6番	半田晴	議員	7番	坂井孝次	議員
8番	大野貞夫	議員	9番	田部井健二	議員
10番	小沢泰治	議員	11番	岩崎律夫	議員
12番	小島幸典	議員	13番	立沢稔夫	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
飯塚勝一	総務課長
小倉章利	企画課長
諸井政行	税務課長
吉田紳二	住民課長
相場利夫	生活環境課長
小島敏晴	保険年金課長
河内登	福祉課長
大拙一	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
小島靖	都市建設課長
半田実	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
神山均	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長
増尾栄一	監査委員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開会及び開議の宣告

○立沢稔夫議長 ただいまから平成24年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎諸般の報告

○立沢稔夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○立沢稔夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において坂井孝次議員、大野貞夫議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○立沢稔夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの13日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○立沢稔夫議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの13日間と決定しました。

◎日程第3 報告第2号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○立沢稔夫議長 日程第3、報告第2号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第2号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月21日に監査委員の審査に付しまして意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○立沢稔夫議長 報告が終了いたしました。

報告の件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号については終了いたします。

◎日程第4 同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第4、同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字狸塚457番地、黒澤幸男氏が平成24年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第5、同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字藤川22番地、田部井善雄氏が平成24年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○立沢稔夫議長 日程第6、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員に、邑楽町大字石打2060番地、藤田良一氏を選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第29号 邑楽町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例

○立沢稔夫議長 日程第7、議案第29号 邑楽町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 邑楽町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の公文書は、条例、規則等の縦書き文書と、要綱、各種申請書等の横書き文書が混在してお

ります。このたび既存の条例等を横書き文書に統一し、今後の事務の効率化及び利便性の向上を図るため、条例を制定する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 邑楽町条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号 邑楽町防災会議条例及び邑楽町災害対策本部条例の一部を改正する条例

○立沢稔夫議長 日程第8、議案第30号 邑楽町防災会議条例及び邑楽町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第30号 邑楽町防災会議条例及び邑楽町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年の東日本大震災の教訓を受けた災害対策基本法の改正により、邑楽町防災会議の役割に防災における諮問的機能を追加するとともに、多様な意見を反映できるよう委員に自主防災組織の構成者を加える必要が生じたこと、あわせて同法の改正に伴い、邑楽町災害対策本部条例の根拠条文を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 3.11の地震におきまして、邑楽町もいろんなところで住宅の屋根が、瓦が落ちたりとか、いろんなそういう現状があったわけでございます。私はそれを教訓として前向きに、迅速にその本部が機能するような条例改正というか、そういう特別に今までの中身を改めるのだというふうなお話でありますけれども、当初、邑楽町を振り返ってみますと、地震があった当日には議員は招集されず、間を置いて議会の招集があるということで、それに合わせて議員を招集したというふうな過去の例もあるわけでございます。私はこういう組織をつくることはいいと思いますけれども、迅速に決断をして、困っている町民の皆さんのために迅速に行動を起こせるのかどうか、そういう点では私は、そういう組織をつくれればつくるほど難しい決断を迫られる、早期に決断を迫られる、そういう対応がとれないのではないかというふうな危惧もあると思います。そういうことで、町長みずから先頭に立ってこういう遅滞のない行動がとれるようにということで私はこういう組織をつくるのだとは思いますが、今までの教訓を生かした中で、もっとさらに迅速に邑楽町としてその災害に対して対応がとれるような私は方法をとっていただきたいと思っておりますけれども、このことがそれにつながるのであると思っておりますけれども、改めてご意見をお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 まさにあのような大震災が発生しまして、当町におきましても甚大な被害を受けた、そういうことがあります。したがって、国の上位法であります災害基本法の改正、それから防災会議の役割ということ、当然中身を精査した中で、迅速に対応できるような組織、そして私とその責任者ということになっておりますので、遅滞のないような判断をし、進めていく。そのような背景の中での条例改正ということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 あたかもこういうことをつくるということについては、ある意味では首長たる町長が先頭切って物事の解決に当たるというのが、私は最高の決定機関である長の使命だと思いますけれども、こういう組織をつくった中で、おくれることがないように対応をしていただかなければならない。それにつきましては、その委員さんが全員が集まった中で結論を出すような、判断を出すような、そういう場合に、できるだけ迅速にとれるような、瞬時にとれるような対応を今後とも考えていただいて、邑楽町として町民の皆さんが安心して暮らせるような、そういう対策本部を常に保っていただければというふうに切に要望いたしまして、質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○立沢稔夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 邑楽町防災会議条例及び邑楽町災害対策本部条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号 邑楽町暴力団排除条例

○立沢稔夫議長 日程第9、議案第31号 邑楽町暴力団排除条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 邑楽町暴力団排除条例について、提案理由の説明を申し上げます。

暴力団による不当な行為の防止及び町民の生活または町内の事業活動に生じる不当な影響を排除することに関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生活環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 相場生活環境課長。

〔相場利夫生活環境課長登壇〕

○相場利夫生活環境課長 議案第31号 邑楽町暴力団排除条例につきまして補足説明を申し上げます。

第1条では、この条例の目的の規定でございます。この条例は、暴力団による町民等への不当な行為を防止し、町民等の生活または町内の事業活動に生じる不当な影響を排除するため、暴力団の排除に関しまして、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する基本的な施策を定めることによりまして、町民の安全、平穏な生活の確保に資することを目的とすることでございます。

第2条におきましては、この条例の定義でございますけれども、暴力団、暴力団員、暴力団員等

につきまして、それぞれ各号に定めるところによるものでございます。

第3条では、基本理念といたしまして、4つのことが定められています。暴力団との交際を慎むこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、この4つを基本理念といたしまして推進することとします。

第4条では、町の責務が定められていまして、町は、基本理念にのっとりまして、警察署、県、その他の市町村等と協力を図りながら推進をしていくということの規定でございます。

第5条ですけれども、町民等の責務を規定してございます。町民等は、暴力団の排除のために相互に連携をし、協力を図って、町の実施する施策に協力するよう努めるものとするという規定でございます。

第6条ですけれども、町の事務事業における措置ということでありまして、町は、公共工事その他の町の事務事業により暴力団に利益を与えることのないよう、町が実施をする入札等に参加させない等の必要な措置を講ずるものという規定でございます。

第7条では、公の施設における措置ということですが、公の施設の利用が暴力団の利益にならないよう、施設の利用を制限する規定でございます。

第8条では、町への不当要求行為に対する措置でありまして、町への不当要求につきましては、必要な措置を講ずることとした規定でございます。

第9条ですけれども、町民等における支援ということでありまして、町民等が暴力団の排除のために活動に自主的に、または相互に連携、協力を図って取り組むことができるように、情報の提供その他必要な支援を行うことを規定したものでございます。

第10条ですけれども、青少年に対する教育等のための措置であります。青少年の健全な育成が図られるよう必要な協力が行われることを講ずることを規定するものでございます。

第11条では、暴力団の威力を利用することの禁止の規定でございます。町民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団を利用したりしないよう、暴力団の威力を利用してはならないことを、禁止をしていることでございます。

第12条ですけれども、利益の供与の禁止の規定であります。町民等は、暴力団の活動または運営に協力する目的で、暴力団員等に対して金品その他の財産上の利益の供与をすることを禁止している規定でございます。

附則につきましては、この条例の施行年月日でありますけれども、平成25年1月1日から施行するというように規定をしています。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 邑楽町暴力団排除条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例

○立沢稔夫議長 日程第10、議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

長期の景気低迷により、中小企業を取り巻く状況は非常に厳しいものがありますので、さらに町内中小企業を支援し、より利用しやすい融資制度とするため、運転資金について、貸付期間を1年延長し、今までなかった据置期間6カ月を設定するなど、邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間恵治議員。

〔14番 本間恵治議員登壇〕

○14番 本間恵治議員 議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例に

つきまして、賛成の討論をさせていただきます。

私は過去におきまして、このことにつきましては、融資の金額をふやすと、それから返済期間をふやすと、そういうふうなことを一般質問等で過去に言ってまいりました。そういう中におきまして運転資金におきましては6カ月間の据置期間を認めたと、そして1年間の貸付期間を延長したと、そういうことにつきましては、まさしく大変なこういう経済情勢でございますので、私は大変必要なものかなというふうに思います。しかしながら、もっと私は、欲を言えば、利息等の町からの保証とか、設備資金の金額をふやすとか、まだまだ足りない部分があると思いますけれども、現状におきましては、町でできる精いっぱいに対応かなというふうに思います。そういう点につきまして、私は邑楽町の中小企業を支える融資の寛大な条例の改正であるというふうに思います。

以上をもちまして、私は賛成の討論とさせていただきますと思います。

○立沢稔夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第33号 工事請負契約の締結について

○立沢稔夫議長 日程第11、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町防災行政無線システムを整備するため、去る8月24日、指名競争入札を執行した結果、利根電波システム株式会社が6,489万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 飯塚総務課長。

〔飯塚勝一総務課長登壇〕

○飯塚勝一総務課長 議案第33号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。1、契約の目的は、邑楽町防災行政無線システム整備事業でございます。契約の方法は指名競争入札。3、契約金額は、6,489万円でございます。4、契約の相手方は、太田市新道町1235番地1、利根電波システム株式会社代表取締役、桜井一男でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町全域でございます。

また、工事の概要につきましては、放送親局設備が2カ所、屋外放送設備が47カ所、戸別受信機が20台、携帯無線機が5台でございます。

工期につきましては、ご承認をいただいた日から平成25年3月21日まででございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第34号 工事請負契約の締結について

○立沢稔夫議長 日程第12、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町民体育館耐震補強・改修等工事を施工するため、去る8月23日、指名競争入札を執行した結果、石橋建設工業株式会社が1億4,437万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結

いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第34号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容につきましては、次のとおりでございます。1、契約の目的、邑楽町民体育館耐震補強・改修等工事でございます。2、契約の方法は、指名競争入札。3、契約の金額は、1億4,437万5,000円でございます。4、契約の相手方は、太田市東本町53番53号、石橋建設工業株式会社代表取締役、中島泰史でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字篠塚1423番地1、邑楽町民体育館でございます。

工事の概要につきましては、工事の対象となります邑楽町民体育館は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の2階建て、2,165平方メートルでございます。工事の内容につきましては、耐震補強工事、それからアスベスト除去工事、壁の塗りかえ、外壁補修その他を予定しております。

工期につきましては、ご承認をいただいた日から平成25年3月26日までを予定しております。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 以前、この入札の関係につきましては、近隣の本店を擁するような会社で大きい金額については入札を回ってもらいたいというふうなことも話していますし、そしてまた地域の人たちができるだけ、邑楽町に住んでいる方々が仕事がとれるような対応というふうな話も議会ではしてまいりました。今回、9社ここに出ているわけでございますけれども、入札がですね、入札の数も当初10社ぐらいの規定があったと思いますけれども、それも減らすようにというふうな対応をとったほうがいいという話も過去においては質問の中で出ていたと思いますけれども、入札の選定の仕方、そして入札の、ここにさせていただいた方々の選定の方法ですね、少しお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 お答えいたします。

入札の基本的な選定の仕方につきましては、町内のA業者、それで耐震、アスベスト等のできる業者、点数の高い業者という意味ですけれども、並びに館林・太田管内のA業者で、やはりクラスの高いと申しますか、点数の高い業者等から選びました。

以上です。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 このことにつきましては、一般質問もさせていただきたいと思いますが、点数をですね、邑楽町の、当初はAランクからCランクまであったのですが、近隣も調べてみましたけれども、大体3段階に分かれているのです。邑楽町については2ランク、A、Bに分けて、しかも点数を大変下げたのです。その結果、この中に出ていますけれども、点数の開きというのが200点以上開いているのですよ、一番高く選んだのと低いのとでは。そういう対応をとったのでは、私は公平な入札は行われなと思うのです。今回は、もうやってしまったことですから私は何も言いませんけれども、きちんとした対応をとっていただくためには、それなりの力がある会社だったら別に問題ないですけれども、年間4,000万円から5,000万円台の建築工事しかやっていない業者がこの中にも含まれている、そういうこともあるのです。インターネットで調べますと、点数がどういう根拠で出たかというのを見ると出てくるのですけれども、その点数においても、よい内容のところは1,000点を超えている、しかし一番下のほうは700点台ですね。そういうことを鑑みれば、数をここへ出せばいいという問題ではないと思うのです。優秀な企業を選定した中で入札を行ってもらおうという方法も私はあると思うのです。このことについては、私は現在のこれについては文句は言いませんけれども、これからの対応というのをもうちょっと考えた中で対応していただかないと間違った入札の形になってしまうのではないかなという、そういう危惧するところがございますので、その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ご存じのように、入札の審査会というのは、副町長を中心として関係する課長で構成されているわけでありまして。したがって、今言われましたような企業のランクづけということも十分慎重の上に決定されたことだというふうに思っておりますので、副町長を中心とした担当課長等でそういったことについてのいろいろご議論があるということであれば、私のほうからもそのようなことを十分気をつけて慎重に行うようにということで指示はしたいと思います。

○立沢稔夫議長 本間恵治議員。

○14番 本間恵治議員 この入札の選定の内容については、今の副町長がいないときにつくったのです。その当時の総務課長も、もう定年になってやめましたから、結果的には町長の考えでそういう対応をとったのかなというふうには私は思えないのですよ。そうすると、対外的なことを言いますと、ほかは大體3ランクに分かれているのですよ、AランクからCランクまで。Aランクは、普通は900点以上ですか。Cランクは600点以下かな。その間がBランクだと思います。そうすると、邑楽町の入札において、例えば土木事務所のランクでいくとCランクの業者がこのAランクの中に入ってしまうのですよ。そういう入札の仕方がよいのかどうかというのは歴然としてわかるでしょう。決してそれが私はよいと思わないのです。それは誰が見ても歴然として、明らかになるわけです。そういうのをきちんとして対応した中で、何も数を入れればよいという問題ではないと思うのですよ。数だけではないと思うのです。きちんとした業者を選定して、その中で間違いのない仕事

をやらせてもらう。ですから私は、数を幾つも入れる必要はない、本当に絞って、町で絞って、その中でよい業者にやらせてもらう、私はそれでよいと思うのですよ。そのために10社ではなくて7社にしたとかという対応だったら、7社の中で私はやらせてもらえばいいと思うのです。無理に数をふやしてやるのがよいかというと、そういう中に該当しないような業者が入っていたということになれば大変なことになるわけでしょう。ですから、今後もう少しきちんと見詰め直した中で入札の対応をとっていただきたいと思えますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○立沢稔夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほどご意見の中にもありましたけれども、この要綱については、前の総務課長がその責任者として行ったということはあります。当然のことですけれども、担当する、入札の審査委員という立場ですけれども、中で十分協議をされて、以前の要綱と比較して新しくつくった要綱が適正であるというような考え方から新たに設けたということだと思っておりますし、私が指示をしてそのようなことをせよと言ったことはありません。ただ今ご意見の中にそういったいろいろな問題が含まれているということであれば、これはその状況に応じて検討を加える必要はありますので、副町長をして十分、内容を再検討ということになるかわかりませんが、十分指示をしたいというふうに思っています。

○立沢稔夫議長 本間議員、まとめです。

○14番 本間恵治議員 ふざけたことを言わないでくださいよ。副町長がいないで、総務課長がやめてしまったから、総務課長がその当時のトップだから、総務課長が決めたような今話をしましたけれども……

〔「そんなこと言ってないですよ」と呼ぶ者あり〕

○14番 本間恵治議員 言っていますよ。議事録をちゃんと見ましょうよ。きょうのを起こしてください。一般質問で私はやりますから。今言ったのは、町長は指示しなかったと、総務課長がそのときの長でそういうことを決めたのだと。総務課長はあなたの部下でしょう……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 静粛に願います。質問中です。

○14番 本間恵治議員 あなたの部下なのですよ。課長は、町長、首長から命じられたことしか動けないでしょうが。そうではないのですか。それを違うようなことを言ったのでは、職員がかわいそうですね。今のところをちゃんと議事録を起こしてください。次の一般質問でやります。終わり。

○立沢稔夫議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第35号 工事請負契約の締結について

○立沢稔夫議長 日程第13、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町武道館耐震改修等工事を施工するため、去る8月23日、指名競争入札を執行した結果、石川建設株式会社が6,247万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、生涯学習課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 半田生涯学習課長。

〔半田康幸生涯学習課長登壇〕

○半田康幸生涯学習課長 議案第35号 工事請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

工事請負契約の内容については、次のとおりでございます。1、契約の目的、邑楽町武道館耐震改修等工事でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、6,247万5,000円でございます。4、契約の相手方は、太田市浜町10番33号、石川建設株式会社代表取締役、石川晃でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字篠塚1421番地1、邑楽町武道館でございます。

工事の概要でございますが、工事の対象となります邑楽町武道館は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建て、580平方メートルでございます。工事の内容は、耐震改修工事、アスベスト除去工事、壁の塗りかえ、外壁補修その他を予定しております。

工期につきましては、先ほどの町民体育館の工事と同様、ご承認をいただいた日から平成25年3月26日までを予定しております。

以上でございます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

原義裕議員。

○2番 原 義裕議員 武道館と体育館ということで、同じ敷地の中で業者が2社ということについてのちょっといきさつについて聞かせていただきたいと思います。

○立沢稔夫議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 工事につきましては、体育館、武道館それぞれ別々に入札を行いました。業者については、指名した業者は体育館、武道館とも同じ数の同じ業者でございます。その中で、原議員のおっしゃるとおり、1社が全てをとることもできますし、また別々にとることもできます。これは別々の入札ですので、結果的に2つの業者が1つずつとったという結果でございます。なお、これにつきましては、先ほど本間議員のほうからご質問がありました町内のA業者並びに館林・太田土木管内のAの得点の上の業者を指名してございます。

以上です。

○立沢稔夫議長 原義裕議員。

○2番 原 義裕議員 確かに入札の結果ということなのですが、同じ敷地の中であれば、やはり体育館の管理と武道館の管理というのは一緒になるわけですね。体育館の館長が管理するわけですね。そういうふうなやりづらいつらいつらというか、業務に支障というのは大げさなのですけれども、来すようなことがあり得るのではないかなということでもちょっと聞かせてもらいました。

○立沢稔夫議長 堀井副町長。

○堀井 隆副町長 別々に入札をしたということは、できるだけ多くの業者に仕事を御得ていただきたいという意味で別々の入札にした経過がございます。追加させていただきます。

以上です。

○立沢稔夫議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第36号 町道の路線認定及び廃止について

○立沢稔夫議長 日程第14、議案第36号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

民間開発等に伴う町道路線認定及び鶉土地区画整理事業による廃止をいたしたく、ご提案申し上げます次第であります。

なお、詳細につきましては、都市建設課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 小島都市建設課長。

〔小島 靖都市建設課長登壇〕

○小島 靖都市建設課長 ただいま町長より提案されました議案第36号 町道の路線認定及び廃止につきまして補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、7路線を認定し、1路線を廃止いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長510.8メートル、路線廃止が延長111.3メートルで、399.5メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時00分 休憩〕

○立沢稔夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

◎日程第15 議案第37号 平成24年度邑楽町一般会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第15、議案第37号 平成24年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 平成24年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,631万3,000円を追加し、予算の総額を81億7,831万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、地方交付税9,379万8,000円、分担金及び負担金1,721万2,000円、国庫支出金1,013万2,000円、県支出金1,544万9,000円、財産収入180万5,000円、寄附金109万8,000円、繰入金186万3,000円、繰越金4億3,895万6,000円、諸収入878万7,000円の増額と、地方特例交付金1,178万7,000円、町債2,100万円の減額であります。

歳出については、議会費15万9,000円、総務費4億7,847万3,000円、民生費2,133万6,000円、衛生費1,598万1,000円、労働費12万3,000円、農林水産業費3,263万6,000円、商工費210万3,000円、教育費2,546万4,000円を増額し、土木費1,996万2,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 平成24年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第38号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第16、議案第38号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第38号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,050万3,000円を追加し、予算の総額を29億2,030万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入を増額し、国庫支出金及び繰入金を減額するものであります。

歳出については、介護納付金、保健事業費、諸支出金及び予備費を増額し、総務費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 平成24年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第39号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正
予算

○立沢稔夫議長 日程第17、議案第39号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第39号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、予算の総額を2億1,478万円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 平成24年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第40号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第18、議案第40号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第40号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,227万7,000円を追加し、予算の総額を16億6,216万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金を増額し、歳出については、総務費、地域支援事業費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第40号 平成24年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第41号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第19、議案第41号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第41号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万1,000円を追加し、予算の総額を3億459万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であり、歳出の主なものは公共下水道費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第41号 平成24年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第42号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第20、議案第42号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第42号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524万8,000円を減額し、予算の総額を2億6,945万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、一般会計繰入金の減額であり、歳出については職員人件費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第42号 平成24年度邑楽町学校給食事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第43号 平成24年度邑楽町水道事業会計補正予算

○立沢稔夫議長 日程第21、議案第43号 平成24年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第43号 平成24年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、群馬東部水道広域化基本構想策定等業務委託費用負担金298万9,000円を債務負担として計上し、平成25年度に支出するものであります。なお、今年度支出がないため、予算の総額については当初予算額と変更はありません。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第43号 平成24年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○立沢稔夫議長 起立全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 認定第1号 平成23年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第28 認定第7号 平成23年度邑楽町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○立沢稔夫議長 日程第22、認定第1号 平成23年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第28、認定第7号 平成23年度邑楽町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの7件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 平成23年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成23年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成23年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成23年度邑楽町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度各会計決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る8月8日、9日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいております。議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○立沢稔夫議長 次に、監査委員からの報告を願います。

増尾監査委員。

〔増尾栄一監査委員登壇〕

○増尾栄一監査委員 議長のお許しを得まして監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月8日と9日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め、細谷監査委員とともに審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、お手元に印刷、配付のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思っております。

平成23年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成23年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成23年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成23年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度邑楽町学校給食事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成24年8月8日・9日
2. 審査対象
 - (1) 平成23年度邑楽町一般会計
 - (2) 平成23年度邑楽町国民健康保険特別会計
 - (3) 平成23年度邑楽町後期高齢者医療特別会計
 - (4) 平成23年度邑楽町介護保険特別会計
 - (5) 平成23年度邑楽町下水道事業特別会計
 - (6) 平成23年度邑楽町学校給食事業特別会計

3. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,967,901,452円
歳出総額	8,462,017,457円
歳入歳出差引額	505,883,995円

平成23年度の一般会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、6億7,044万円の増となりました。地方交付税、町債が減少した一方、繰越金、繰入金、国庫支出金は大幅な増となりました。町債の減は、臨時財政対策債9,990万円減少したこと等によります。繰入金の増は、公共施設等整備基金の繰り入れ3億7,925万円があったこと、国庫支出金の増は、子ども手当負担金3億9,414万円があったこと等によります。

町税収入は、前年度とほぼ同額の37億8,446万円であり、決算規模の拡大もありましたが、歳入総額に占める構成比は、前年度から3.4%減の42.2%となりました。なお、町税については、昨年度の半分以下の1,436万円の不納欠損処理が行われ、収入未済額も昨年度とほぼ同額の3億8,000万円余りに達しています。税は貴重な収入源であり、その滞納は、毎年繰り返し意見書で述べておりますが、住民の税負担の不公平感につながる、極めて重大な問題です。平成23年度においては、昨年度に引き続き、電話催告や収納のための特別窓口の開設など、さまざまな努力が行われました。今年度からはコンビニからの収納も可能になるなどさまざまな努力を継続しながら、徴収率の向上に向け、なお一層取り組みを強められるよう要望いたします。

歳出においては、予算現額89億3,033万円に対し、決算額は84億6,202万円で、執行率は94.8%と

なっております。前年度の執行率は91.9%であり、2.9%の増となっております。今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めたいと思います。

歳出総額は、昨年度と比較して9億2,213万円の増となっております。増加の主な要因は、国営総合農地防災事業渡良瀬川中央地区事業費負担金7,615万円の増など農林水産業費の増、幼稚園・小学校・中学校のエアコン整備2億716万円や学校給食事業特別会計繰出金2億5,706万円の増など教育費の増等です。

平成23年度の財政状況の概要については、以上のとおりであり、堅実な財政運営に努力されていることがうかがえます。実質単年度収支は、4年連続で黒字となりました。義務的経費のうち、人件費及び公債費は着実に減少を続けています。しかし、景気回復のおくれなどから、今後も町税等の落ち込みの回復には相当の期間を要すると見られ、その一方で、少子高齢化の進展により、扶助費を中心に財政需要が増大していくことは明らかです。引き続き、各事業運営の効率化をより一層推進されるよう要望します。

限られた予算の中では、老朽化が進む公共施設や町有設備の維持・更新、区画整理事業等の長期にわたる事業については、重要度や緊急性を考慮しながら、年次的・計画的に整備や見直しを進めていくことが大切です。この点について、中長期的な見通しに基づき、庁内外の合意形成に向けた取り組みを進めていかれるよう要望します。

なお、予算・職員数ともに減少傾向にある今日、限られた財源を最大限に生かすためにも、一人ひとりの職員の力量をより高めていくことが、極めて重要になっています。また、組織を簡素化し、効率的な事務事業の執行がますます重要となります。これらの問題についても、積極的に改善の取り組みを強めるよう要望するものです。

(2) 国民健康保険特別会計

歳入総額	3,160,021,219円
歳出総額	2,980,672,575円
歳入歳出差引額	179,348,644円

平成23年度国民健康保険特別会計の決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、前年度と比較して32人（0.4%）増加しました。

歳入のうち国民健康保険税は、8億6,363万円で、前年度比1.6%の増となっております。さらに、国民健康保険税の徴収率は、前年度より0.3%低下して74.7%となり、収入未済額も2億8,000万円余りと多額に上っています。町税と同様、より一層徴収の強化に当たり、十分な成果が上がるよう努力され、税負担の公平性を堅持されることを強く望みます。

国庫支出金は、前年度比25.9%増の7億9,815万円であり、内訳としては、療養給付費等負担金が前年度比26.6%増、財政調整交付金が27.3%増となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金は、前年度比23.9%減の4億3,402万円、療

養給付費交付金は、前年度比3.4%増の2億317万円となっています。

一般会計繰入金は、前年度と比べて33%、7,554万円の減、繰越金は、前年度比28.6%、9,353万円の減となっております。

歳出総額は、前年度比0.7%減であります。そのうち保険給付費は、19億5,971万円で総額の65.7%を占め、前年度比3.3%の増となっています。国民健康保険税が微増している以上に保険給付費が増大していることは、今後の不安要素となっています。

国民健康保険事業は、団塊の世代が退職期を迎えたことによる本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増嵩などから、今までにない厳しい状況が予想されるため、健全財政への条件整備が不可欠と思われれます。

保健センターを中心に、予防を中心とした保健事業の充実改善を積極的に取り組み、被保険者の健康増進に努めるとともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	183,443,332円
歳出総額	179,903,208円
歳入歳出差引額	3,540,124円

平成23年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のおりであります。

歳入の主なものは、加入者の保険料1億2,944万円と一般会計からの繰入金5,040万円であり、保険料の収納率は99.3%となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であり、歳出全体の96.8%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,559,803,371円
歳出総額	1,558,678,498円
歳入歳出差引額	1,124,873円

平成23年度の介護保険特別会計決算額は、上のおりであります。

歳入は、総額の18.3%を占めている介護保険料が前年度比4.0%増、国庫支出金が前年度比2.5%増、支払基金交付金は前年度比7.6%増、県支出金は前年度比4.6%増、一般会計からの繰入金は前年度比7.7%増、全体では4.2%の増でした。

歳出においては、保険給付費が総額の94.0%を占めており、前年度比5.4%、7,453万円の増となっております。中でも、居宅介護サービス給付費の9.2%、5,241万円増、施設介護サービス給付費

の3.4%、1,359万円増などの保険給付の増加が目立っています。

制度の健全な維持、発展のためには、要支援の人たちへの予防サービスのさらなる充実が求められます。また、居宅サービスや地域密着型施設サービスなどの利用者数が年々変化している実態を踏まえ、より利用者や介護者のニーズに合った介護サービスのあり方を常に模索・検討して、住民サービスの向上を図られるよう要望します。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	366,557,341円
歳出総額	336,624,771円
歳入歳出差引額	29,932,570円

平成23年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入は、前年度比1.4%減であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の63.9%を占めております。

歳入の中で下水道負担金の徴収率は、前年度から0.1%向上し68.7%となりました。一方、下水道使用料の未収金が10.9%も増加していることは憂慮すべきであり、徴収率の向上に努力されるよう強く望みます。

歳出においては、下水道費が前年度比7.8%減、公債費が前年度比1.6%減となっており、総体的には前年度比5.6%減となっております。

現在の下水道認可区域は中野・光善寺地区市街化区域の100%であり、そのうち供用開始区域は約87%となっておりますが、利用状況は現在約60%の戸数となっております。経営的な観点からは、供用開始区域内の接続率の向上に、積極的に取り組むことが望まれます。

下水道整備には多額の事業費を要します。また、平成23年度は維持管理事業費が前年度比で10.5%減少していますが、これからは整備済みの管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行って、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

(6) 学校給食事業特別会計

歳入総額	676,544,480円
歳出総額	676,408,863円
歳入歳出差引額	135,617円

平成23年度の学校給食事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入の主なものは、給食費収入1億3,618万円と一般会計からの繰入金3億6,886万円及び学校教育施設等整備事業債1億3,800万円であります。給食費の収納率は、毎年ほぼ100%で推移していますが、平成23年度は14万3,040円の収入未済が発生しました。

歳出のうち学校給食費は1億9,828万円であり、そのうち69.0%を占める1億3,681万円が給食の

材料に充てられる賄材料費です。

なお、平成23年度歳出の特色として、学校給食センター建設事業費3億7,432万円が挙げられます。これは、平成22年度からの2カ年計画で、新しい学校給食センターを建設しました。学校給食は、児童生徒の健康維持と健やかな成長に資するとともに、食育を初めとする教育の一環として大切な役割を担っています。建物・設備ともに一新された学校給食センターを拠点として、当初の目的を十分に達成できるような事業の遂行が図られるよう、期待するところです。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成24年8月21日

邑楽町長 金子正一様

邑楽町監査委員 増尾栄一

邑楽町監査委員 細谷博之

平成23年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は、下記のとおりであります。

記

1. 審査期日 平成24年8月9日
2. 審査対象 平成23年度邑楽町水道事業会計
3. 審査意見

水道事業収益	523,933,338円
水道事業費用	505,984,888円
税引前当期利益	17,948,450円

平成23年度水道事業会計決算（消費税込み）は、上のとおりであり、事業収益は前年度比1.2%減、事業費用は前年度比3.0%の増となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

事業収益は、給水人口の減少があったものの、有収水量の増加などにより、営業収益が78万円の増収となったものの、営業外収益は735万円減などとなったため、全体としては657万円の減収となりました。その一方で、事業費用は、1,164万円の増でした。

その結果、1立方メートルの収支がマイナス1.03円と赤字となり税引前当期利益は、昨年度より54.3%、2,131万円減の1,795万円となりました。今後も水需要の減少傾向は続くものと思われることから、営業収益の減少等、経営状況はますます厳しくなることが予想されます。

水は、毎日の生活に欠くことのできないものであります。町民に安全な飲料水を安定的に供給するため、また健全な経営が行われるため、より一層の研究と努力をお願いいたします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他付属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成24年 8月21日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 増 尾 栄 一

邑楽町監査委員 細 谷 博 之

以上でございます。

○立沢稔夫議長 ありがとうございます。

これをもちまして提案説明及び監査委員からの報告を終了します。

◎延会について

○立沢稔夫議長 お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、これで延会し、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号につきましては後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○立沢稔夫議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

なお、あす8日及び9日は休日につき休会となります。

来る10日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎延会の宣告

○立沢稔夫議長 本日はこれにて延会をいたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 零時03分 延会〕